

構造計算適合性判定に準じた審査の技術的助言（抜粋）

国住指第 1331 号

国住街第 55 号

平成 19 年 6 月 20 日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の
施行について（技術的助言）

（前文省略）

記

第 1 建築確認・検査の厳格化について

（中略）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 8 条、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 5 条又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 17 条の規定に基づく認定を受けた建築物については、基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証の交付を受けたものとみなされるため、建築確認の手続の一環としての構造計算適合性判定についても不要となるが、これらの規定に基づく認定の申請を受けた所管行政庁においては、構造計算適合性判定制度が導入された趣旨にかんがみ、従前の認定のための審査に加え、構造計算適合性判定に準じた審査を行うなど適確な運用を図られたい。

（以下略）

国住指第 1332 号

平成 19 年 6 月 20 日

各都道府県

建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の
施行について（技術的助言）

（前文略）

記

第 1 建築確認・検査の厳格化について

（中略）

(仮設建築物に対する構造計算適合性判定の適用)

基準法第 85 条第 5 項において、特定行政庁は、仮設興行場等の仮設建築物について建築を許可できることとされており、この場合、基準法の一部の規定を適用しないものとして仮設建築物に対する制限の緩和が措置されているところであるが、同項に規定する仮設建築物については、基準法施行令第 147 条により基準法施行令第 3 章第 8 節（構造計算）の規定は適用しないこととされていることから、構造計算適合性判定の対象とはならないが、建築の許可に当たって、仮設建築物の規模・存続期間等を勘案して、構造計算適合性判定に準じた審査を行うなど、構造計算適合性判定制度が導入された趣旨にかんがみ、適確な運用を図らねたい。

(以下略)

国住政第 7 5 号

国住生第 2 9 1 号

国住指代 4 5 5 0 号

国住街第 2 1 6 号

平成 21 年 2 月 24 日

各都道府県住宅・建築主務部長 殿

国土交通省住宅局住宅政策課長

住宅生産課長

建築指導課長

市街地建築課長

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に向けた準備について
(技術的助言)

(前文略)

記

(中略)

8. 構造計算適合性判定について

法第 6 条第 5 項の規定により認定を受けた長期優良住宅建築等計画については、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項の規定による確認済証の交付があったものとみなされるため、建築確認の手続の一環としての構造計算適合性判定についても不要となるが、長期優良住宅建築等計画の認定の申請を受けた所管行政庁においては、建築基準法において構造計算適合性判定制度が導入された趣旨にかんがみ、認定のための審査に加え、構造計算適合性判定に準じた審査を行うなど適格な運用を図らねたい。

(以下略)

国住建環第54号
国住指代8370号
平成28年1月29日

各都道府県住宅・建築主務部局長 殿
各指定都市住宅・建築主務部局長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長
建築指導課長

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に向けた準備について
(技術的助言)

(前文略)

記

(中略)

7. 構造計算適合性判定について

法第30条第5項の規定により、建築確認申請に係る申出を行い性能向上計画認定を受けた計画については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなされるため、建築確認の手続の一環としての構造計算適合性判定についても不要となる。これについて、性能向上計画認定の申請を受けた所管行政庁においては、建築基準法において構造計算適合性判定制度が導入された趣旨に鑑み、認定のための審査に加え、構造計算適合性判定に準じた審査を行うなど適格な運用を図りたい。
